

2015年12月25日

「軽減税率」に異議あり 声明発表

「複数（軽減）税率」の採用に当たっての声明

東京税財政研究センター 第三回理事会

2015年12月16日、自民・公明両党は、2016年度税制改正大綱を決定した。

消費税については、2017年4月からの10%増税は確実に実施し、飲食料品（酒類・外食サービスを除く）、定期購読契約の新聞（週2回以上発行）の譲渡は8%に据え置くと決めた。この結果、4兆4千億円の増税となる。2021年4月からは、インボイス制度（適格請求書保存方式）の導入が予定される。

したがって、この決定は消費税の増税であり、一部の資産の譲渡は据え置いたものの、低所得者層を含む国民への増税であり、更なる格差の拡大に結びつくものとなる。官邸主導で決めたいいわゆる「軽減税率」の導入は、「安定財源」の確保や社会保障の削減は参議院選挙後に検討というように、参議院選乗り切りの「選挙対策」であり国民の批判をかわす「まやかし」である。

そもそも、消費税は公正・公平・応能負担の税制度からは最もかけ離れた税制度である。複数税率は「社会保障と税の一体改革」（2012年6月）の合意文書にあった検討事項の一つだったに過ぎない。三党合意は、消費税率引き上げに関し、低所得者への負担軽減策として、複数税率、総合合算制度、給付付き税額控除などを掲げたが、総合合算制度や給付付き税額控除の議論は棚上げされたままである。「軽減税率」導入に伴う事務負担の増加や税務行政における執行上の困難性を検証したかどうかも定かでない。

一方で、軽減税率の導入と引き替えに子ども一人当たりわずか3千円支給の「子育て給付金」の2016年度からの廃止が決まった。社会保障を切り捨てながら、何のための「軽減税率」導入なのかと問いたい。

私たちは、国民の生命と暮らしを守るために、次の事項を要求する。

- ① 消費税10%への引上げを中止すること。
- ② 低所得者への負担軽減策については、所得税を含む税制全体を通じて、格差是正のための措置を講じること。

以上